日本国憲法改正の趣意と改正案

(第0版,修正第0稿)

公開市民憲法の会 (project@OpenJCC.jp) http://www.OpenJCC.jp/

平成 29 年 10 月 17 日

目 次

1	趣意	1
2	解説	3
	2.1 国家および絶対的平和主義の規定	3
	2.2 選挙制度への言及と有効議員議席数への変更	3
	2.3 国民委員会による直接民主制度の導入	4
	2.4 国会議員の権利の見直しと立法義務の強化	9
	2.5 政策企画局の設置と行政の独立	12
	2.6 憲法裁判所の設置と司法の独立	14
	2.7 立憲主義の堅持と憲法改正手続きの変更	19
	2.8 基本的普遍価値の自己規定条文と抵抗権の追加	19
3	憲法改正案 (全文対照表)	25
4	憲法改正案 (全文)	52

1 趣意

今、日本は一人のファシストに私物化されている。この独裁者は、自らの妄想を実現するために、通常法を無視し、憲法を機能不全に陥れた。このような事態は、民主主義国家では、1933 年 1 月 30 日に、ヒトラー率いる国家社会主義ドイツ労働者党が政権を奪取したドイツ以来初めてのことだ。デマとプロパガンダによって国民を煽動し、暴力と威嚇で国民のあらゆる自由を奪う手法は、今も昔も変らない。

独裁者は、北朝鮮のミサイルが撃たれる度に、国難を叫び、国民の恐怖を煽り、それに呼応して軍備拡張し、軍事的緊張を高める。国民はミサイル登載の核爆弾に怯え、憲法を踏み外した戦時体制法案が次々と可決される。2000年の日本の歴史からすれば、2000万人の周辺国の民衆の命を断ち、310万人の同胞を犠牲にした、あの、太平洋戦争が終結して、まだ70年しか経っていないのにだ。それは、平和主義が、戦後70年という時間で風化されたのではなく、我々が戦争を完全に放棄するという決意をしてこなかったからだ。我々は終戦の時に立ち戻らねばならない。そして、自らの命を賭けて戦争に反対する覚悟を思い起さねばならない。憲法にはこの覚悟と決意を明確に残すべきであり、これを我々の子孫に永遠に伝えねばならない。

ではなぜ、このような独裁が繰返されるのか? それは、民主主義には、絶対多数を獲得すれば独裁国家となり得るという、極めて明白な欠陥があるからだ。いとも簡単に、一つの政党が、選挙で絶対安定多数の議席を取得できるのには、いくつかの理由があるが、得票数と獲得議席が乖離した選挙制度と、低投票率がその最たるものだろう。前者は、国会議員自らが自身に都合の良い制度に変更したものであり、後者は、国民の無関心がもたらしたものだ。これらに対する歯止めは、政治家や有権者の良識に委ねるべきではなく、憲法に明確に規定すべきである。しかし、それでもなお民主的独裁国家への懸念は残る。一つは、議員自身への懸念であり、もう一つは国民自身への懸念である。

国会議員は、たとえ正確に、有権者の得票率に比例した代表として選出されたものとしても、嘘と欺瞞によって公約など簡単に踏みにじる。現憲法では、国民に正当に選出された者は、あたかも聖人のごとく扱われているが、そもそも、不特定多数の代弁者など存在しないのだ。このような観点に立てば、現行の憲法が規定する国会議員の特権は著しく不当なものであり、これらは全て見直すべきである。

他方、そもそも、そのような議員を選出した国民が存在する。我々は今、予定された社会に居る。病院で生まれ、5 才になれば小学校へ行き、9 年間の義務教育と 7 年間の高等教育が予定されている。そして、学校教育の期間に比例する所得が予定された職場に就職する。それは、産業資本が求める人材を供給するためだ。このレールから落ちた者は、基本的に無視される。本来であれば、大多数がドロップアウトするが、驚くべきことに、我が国においてはドロップアウトする者の方が少数派なのだ。ここで、「本来であれば」と言ったが、正確に言うと、「本来、ちゃんとした市民であれば」ということだ。

我々は、国民である前に市民である。市民とは、本来、身の回りのあらゆる社会的制度に対して、批判的・主体的に関わる人間のことを言う。自分の子供が学校で何を学び、それがどのような影響を与えるのか、駅前の区画整理は、利用者にとって意味のあるものなのか、近くの病院の診療科は、これで良いのか、そして何よりも、税金が正しく使われているのか。現実は、学校では低学年から英会話を強要して数学や理科教育を優先し、地方自治体は公共交通を廃止して車や高速鉄道を優先し、病院は高額な保険料を徴収して高齢者や身障者を切り捨て、政府はありとあらゆる手法で徴収した税金を、公共事業や抑止力という虚構で、建設業者や軍需産業に垂れ流している。これらはいずれも、市民であれば決して看過できないものだ。だが沖縄を除き、これらに不満を言う者はいない。日本においては市民勢力は極めて限定的なのだ。それは、歴史上一度も市民革命を経験したことがなく、かつ明治以来、産業資本を第一義的なものとする国家を維持するために、皇国史観を背景とする国家主義が事実上現在まで続いているからだ。日本には市民革命が必要だ。だが、それにはおそらく、今後途方もなく長い日々が必要だろう。今必要なのは、それまでに、市民の基本的権利が失なわれるのを防ぐことと、我々自らが、確固とした市民に成長するための手立てを作ることだ。すなわち、

現憲法で規定される基本的人権と平和主義を、今後一切変更することのないような自己規定条文を 新たに追加し、政策の策定におけるあらゆる場面において、市民が直接関わる市民委員会を、国家 とは独立した機関として作ることだ。

仮に、ここで提起した制度が施行されたとしよう、そして、市民委員会を経て策定された法案が、全て本当に市民のためのものになるのか?答は否である。権力者は、ありとあらゆる手法で市民の自由と権利を奪い取ろうとするものだ。それらは、姑息なやり方で法案の中にちりばめられる。施行された法律が、憲法に違反するとわかった場合に、それを廃案にする司法という最後の砦が必要となる。現憲法下では、違憲審判は最高裁判所で行なうとしている。しかし、今の最高裁判所は、違憲審判を事実上放棄した廃審所と化している。それは、総理大臣が最高裁長官の事実上の任命権を持ち、最高裁裁判官の国民審査を、衆議院選挙と同時に済ませるという姑息な手法で国民の目をくらませることによって、司法の独立を形骸化させたためだ。違憲審査を公正に行なう憲法裁判所が必要だ。憲法裁判所は、任意に選ばれた市民を加えた陪審制とし、憲法裁判所の裁判官は全て、独立した選挙で国民が直接選ばなければならない。

ナチスは、政権掌握後、28 日で基本的人権を停止 (緊急大統領令)、52 日で国会を廃止 (全権委任法)、165 日で政党政治を破棄 (政党新設禁止法)、549 日で完全独裁を合法化 (国家元首に関する法律) させた。そして、その 5 年 30 日後にポーランドに侵攻して第二次大戦を引き起こす。日本のネオナチ政権は、基本的人権を事実上停止する目論見を盛り込んだ現憲法の改正案を、堂々と掲げている。ファシスト達の考えることは同じだ。現政権は、憲法を改正して基本的人権を事実上停止させた後、国会を廃止に追い込むつもりだろう。時間はあまり残されていない。

2 解説

勻

2.1 国家および絶対的平和主義の規定

日本国民が常に立ち戻るべきは、明治維新ではなく、終戦である。太平洋戦争終結後、日本国民は、大東亜戦争という「聖戦」の真実を始めて知ることとなった。国家による暴力が、自国民のみならず周辺国の夥しい数の民衆の命を断った。彼等の無念さと、その家族の深い悲しみに思いを馳せたとき、たとえ自らの頭に銃口を向けられようとも戦争に反対する覚悟と、たとえ強大な国家であるうとも戦争をやめると公言する勇気を、全ての国民が共有していたはずだ。第9条に加えるべきは、国防軍ではなく、この覚悟と勇気の宣言である。

第9条を表2.1のように変更する。

表 2.1 戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認 (第9条)

以正則	以止後		
第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とす	第9条 日本国民は、国家主義と決別し、抑止		
る国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦	力による力の秩序ではなく、対話と敬愛の実行		
争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際	で、国際社会の平和と安定に積極的に貢献する		
紛争を解決する手段としては、永久にこれを放	ことを決意する。		
棄する。	2 日本国民はまた、正義と秩序を基調とする		
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他	国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争		

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

- 2 日本国民はまた、正義と秩序を基調とする 国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争 と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久に これを放棄する。
- 3 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

2.2 選挙制度への言及と有効議員議席数への変更

国会議員数は、正確に、有権者数に比例した構成であるべきである。現行の比例代表並立制では、小選挙区で出る大量の死に票を比例ブロックで拾うということとしているが、前回および前々回の衆議院選挙では全く反映されていないことがわかった。憲法には、選挙の内容についての記述はないが、前文の冒頭に、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とある。有権者の僅か 17~% の得票数で、2/3 の議席を獲得できるような選挙は、およそ「正当な選挙」であるはずがない。そもそも、死に票が出るような選挙制度は憲法違反である。「国会議員の一票 = 投票した有権者数」であって、その数の順に選ばれるべきだ。現行の小選挙区制は直ちに廃止しなければならない。それでは地方の意見を汲み上げられないと言うなら、地域独立制にし、権限・財源を地方自治体に委譲すれば良い。

選挙での、得票数と議員数が完全に比例するような、公正な議席数を担保することを明記する。しかし、こうすると、現在のような低投票率だと、有権者の過半数に相当する議員数は、ほぼ全ての議員になってしまう。このような場合には再選挙を行なうことになるだろう。それは、現実的に議会運営が行なえる投票率になるまで繰り返される。一回の選挙で約700億円かかると言われているので、2回で700億円、3回で1400億円の税金が無駄になる。だが、これは国民自身の責任なのだ。有権者の投票率が50%を下回る場合、および50%を上まわる場合であっても、議会運営上著しく支障を来すおそれのある場合には、再選挙を行なうことを明記し、第47条を表2.2のように変更する。

表 2.2 議員の選挙 (第 47 条)

改正前	改正後			
第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議院の	第 47 条 選挙は、厳格に有権者の数を反映さ			
議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定め	せるものとし、選挙区及び投票の方法は、厳密			
వ 。	にこれに従うものとする。			
	2 投票率が、50 %を下回る場合、又は議会運			
	営上著しく支障を来すおそれのある場合には、			
	憲法裁判所は再選挙を行なう指示をすることが			
	できる。			
	3 両議院の議員の選挙に関する事項は、国民			
	委員会の選挙制度専門委員会でこれを定める。			
	•			

ここで、再選挙実施の判断は憲法裁判所 (2.6 節参照) で行ない、選挙制度は国民委員会 (2.3 節参照) で決める。現行の、国会議員が選挙制度を決めるというのは、泥棒が警官をやっているようなものだ。

また、委員会の議決は、全て、有効議員の過半数をもってこれを行なうようにする。なお、有効議員数とは、有権者数に相当する議員数のことを言い、下記のように定義される。

有効議員数
$$=$$
 $\frac{ 総議員数}{ 投票率}$ (1)

たとえば、先の総選挙の投票率 54 %では、有効議員数 $=\frac{475}{0.54}=880$ となり、この過半数となると、440 で 93 % の議員の賛同がなければならない。80 % の投票率で過半数は 297(62.5 %) となるが、どの程度の投票率で正当な選挙とするのかは、その時の政党の構成や国民の政治意識のレベルを考慮して、憲法裁判所が決定することになる。したがって第 56 条を、表 2.3 のように変更する。

表 2.3 議事の定足数と過半数議決(第56条)

衣 2.3 議事の定定数と週十数議法 (第 30 宗)			
改正前	改正後		
第 56 条 両議院は、各々その総議員の三分の	第 56 条 全ての議事は、有権者数に相当する		
一以上の出席がなければ、議事を開き議決する	議席数を基準とする多数決で運営する。		
ことができない。	2 過半数とは、(総議員数/投票率)/2 のこと		
2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のあ	であり、三分の二とは、(総議員数/投票率) $ imes$ $oxed{2}/$		
る場合を除いては、出席議員の過半数でこれを	3のことである		
決し、可否同数のときは、議長の決するところ	3 両議院の議事は、この憲法に特別の定のあ		
による。	る場合を除いては、 <mark>過半数で</mark> これを決し、可否		
	同数のときは、議長の決するところによる。		

これにより、自動的に法律成立の条件である第 59 条 も、表 2.4 のように変更される。 また、総理大臣の指名も、第 67 条で、明確に過半数であることを明記する (表 2.5 参照)。

2.3 国民委員会による直接民主制度の導入

我々は、代議制民主主義は独裁国家を生むという教訓を忘れてはならない。ムッソリーニのファシスト政権は民主的な選挙によって選ばれ、ヒトラーのナチ政権はワイマール憲法に従って成立した。

表 2.4 法律の成立 (第 59 条)

改正前

第 59 条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた 議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分 の二以上の多数で再び可決したときは、法律と なる。

改正後

第 59 条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議 決をした法律案は、衆議院で三分の二以上で再 び可決したときは、法律となる。

表 2.5 内閣総理大臣の指名 (第 67 条)

改正前

第 67 条 内閣総理大臣は、国会議員の中から 国会の議決で、これを指名する。この指名は、 他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

改正後

第 67 条 内閣総理大臣は、国会議員の中から 国会の過半数の議決で、これを指名する。この 指名は、他のすべての案件に先だつて、これを 行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決を した場合に、法律の定めるところにより、両議 院の協議会を開いても意見が一致しないとき、 又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中 の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の 議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議 決とする。 彼等ファシストは正当な選挙によって選ばれた指導者達なのだ。代議制民主主義が独裁国家を生む 理由は2つある。一つは、選挙に勝てば全てが手に入るということ、もう一つは、選んだ政権が暴 走してもそれを止める手立てがないことだ。前者の要因は、嘘をついて議員になっても許されるこ と、絶対多数を取れば国会など無いに等しいこと、現実は立法・司法は行政の管理下に置け実際には 三権分立になってないこと、全ての政策はパッケージとして一つの党の公約に委ねるしかないこと である。一方、後者の要因は、本来議員は正当な選挙で選ばれた者であり、国民に嘘をつくような者 ではないという性善説に立っていることだ。

国家が暴走した場合、歴史的には抵抗権として革命は認められてはいるが、結局暴力でしか解決できないということは、代議制民主主義自体が欠陥システムであると言わざるを得ない。この代議制民主主義の基本的欠陥を修正するには、立法・司法・行政を市民が直接監視する組織(国民委員会)を、国家機構とは独立した機関として作るしかない。

国民委員会の役割は以下の 4 つである。

- (1) 司法の人事権は全て国民委員会が握る
- (2) 問題のある国会議員の資格を審査する
- (3) 行政に関わる全ての諮問委員会を国民委員会が担う
- (4) 全ての税金の使途を審査する

まず第 1 に、裁判官の任命権は、行政ではなく国民委員会が持つことだ。これにより、従来の人事権行使による脅迫で、裁判官への判断を行政寄りに優位に進める蛮行は防げる。

第 2 に、不正行為や公序良俗に反する行為をした議員を、公正に審査し、その資格を剥奪する権限を国民委員会に与えることだ。現状では、いくら法に違反した行為をしていたとしても、絶対安定多数を取ってしまえば、のうのうと大臣にまでなれる。このような人倫に悖る議員は、国会ではなく、国民委員会で裁かなければならない。

第3に、国政の重大な決定をする際に、意見を聞くのは専門家ではなく、国民委員会にすることだ。原発は、歴代の自民党内閣では、原子力専門部会で、安全であり絶対に事故は起らないと言い続けられ、年金資金は、政府の外郭団体である GPIF で、常に公正に運用されていると言う。だが実際には、福島で事後が起り、8兆円もの年金資金が消えた。専門家の言説は、金と権力で、いとも簡単に、危険が安全に、不正が公正に変るのだ。一方、素人が、いきなり専門的な事柄について協議することは不可能だと思われるだろう。だが、決定する事項は、専門性を必要とする細部ではなく、政策を施行するか否かの社会的・倫理的な事項なのだ。原発は、いったん事故を起せば、大規模で不可逆的な生態系自体の破壊を招くことは明白であり、年金という老後の生死に関わる大切な資金を株式に投資するという行為が不道徳であることを理解できれば、自ずとその結論は明らかであろう。いずれにせよ、専門家の知識が必要であれば、その都度講師として招致すれば良いのであって、専門家というものはそのために存在するのである。政策に関する諮問委員会は、全て国民委員会の専門部会に限ることとし、従来から、政府が恣意的な政策誘導を行なうために設置している、政府諮問委員会や有識者会議などは全て廃止する。また、公的・私的を問わず、総理大臣および内閣は、独自に一切の諮問委員会を設置できないようにする措置を盛り込む。

第4に、全ての予算に関わる税金について、その使途を審査する。ここでの審査は、かつて行なわれた事業仕分けや行政事業レビューなどの、実際には何の意味もない、アリバイ作りのパフォーマンスではなく、予算の最終執行権を与えるものであり、個別の事業の実行の可否を決定するものである。

国民は、誰でも行政に関わる問題を国民委員会に審査請求できるが、他方、国民は、国民委員会の委員となる資格を有し、一部直接的に政府の政策に関与する。なお、国民委員会の委員は、現行の裁判員と同様にして、国民から任意に選出される。

改正前

日本国民は、正当に選挙された国会における 代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫 のために、諸国民との協和による成果と、わが 国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ること のないやうにすることを決意し、ここに主権が 国民に存することを宣言し、この憲法を確定す る。そもそも国政は、国民の厳粛な信託による ものであつて、その権威は国民に由来し、その 権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利 は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原 理であり、この憲法は、かかる原理に基くもの である。われらは、これに反する一切の憲法、 法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

改正後

日本国民は、われら及び正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

まず、直接民主制の導入を前文の冒頭で明記する(表 2.6 参照)。

そして、「第 3-1 章 国民委員会」を追加し、新たに第 40-1 条で、表 2.7 に示す国民委員会の設置と、国民の参加の義務を定める。

表 2.7 国民委員会の設置と国民参加の義務 (第 40-1 条)

代 2.1 国民委員会の改員と国民参加の裁領 (先 40-1 示)		
改正前	改正後	
(存在せず)	第 40-1 条 国民委員会は、主として、法律の	
	策定及び瑕疵等の判断の根拠となる事実を、調	
	査・研究するための諮問機関であが、内閣の策	
	定した予算の施行の可否、並びに全ての裁判官	
	の指名・訴追・任命も行なう。	
	2 国民委員会は、全ての権力から独立した機	
	関であり、内閣、国会及び国民から要請があれ	
	ば、当該事項に関する専門の国民委員会を設置	
	しなければならない。	
	3 全ての国民は、要請があれば、上記第2項	
	で設置される国民委員会の委員として、参加す	
	る義務を負う。	
	4 国民委員会は、国民の中から任意に選ばれ	
	た委員で構成される。なお、必要ならば、当該	
	事項に関する専門的知識を有する者を、講師と	
	して招致することができる。	
	5 国民委員会は、当該事項別に、独立に設置	
	され、独自の委員で構成される。	
	6 国は、国民委員会の任務遂行に関する全て	
	の原資を補償し、又国民委員会の委員の身分は、	
	社会的に保証されなければならない。	
	7 内閣は、法律の策定にあたって、その内容	
	を諮問する組織は唯一国民委員会のみであって、	
	この他の専門委員会を設置してはならない。	

税金の使途については、第86条の予算の作成の要件に、国民委員会の審査を加える(表2.8参照)。

表 2.8 予算の作成 (第 86 条)

改正前	改正後	
第 86 条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、	第 86 条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、	
国会に提出して、その審議を受け議決を経なけ	国民委員会の審査を経た後、国会に提出して、	
ればならない。	その審議を受け議決を経なければならない。	

また、第 84 条の課税の要件に、国民委員会の審査を加える (表 2.9 参照)。 そして、現行の会計検査院は国民委員会の下に置く。このため、第 90 条を表 2.10 に改正する。

表 2.9 課税の要件 (第84条)

改正前	改正後		
第 84 条 あらたに租税を課し、又は現行の租	第 84 条 あらたに租税を課し、又は現行の租		
税を変更するには、法律又は法律の定める条件	税を変更するには、国民委員会の審査を必要と		
によることを必要とする。	する。		
	2 あらたな租税は、法律でこれを定める。		

表 2.10 会計検査 (第 90 条)

双型:10 云 间:	大旦 (元 50 示)		
改正前	改正後		
第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年	第 90 条 国の収入支出の決算は、すべて毎年		
会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度	会計検査院がこれを検査し、国民委員会の審査		
に、その検査報告とともに、これを国会に提出	を経た後、内閣は、次の年度に、その検査報告		
しなければならない。	とともに、これを国会に提出しなければならな		
2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれ	l lo		
を定める。	2 会計検査院の組織及び権限は、国民委員会		
	の審査を経た後、法律でこれを定める。		

2.4 国会議員の権利の見直しと立法義務の強化

国会は、政策を立法化する機関であるという基本に立ち戻り、全ての法律を議論するべきである。現状では、内閣が提出した法案のうち、主要なものだけが取り上げられ、国民に伝えられるのは更にそのうちの一部に過ぎない。さらに、現実に報道されるのは、ほぼ予算委員会に限られるが、概ね一方的な批判の応酬であり、議論になっておらず、結果、その内容には見るべきものがない。特に、マスコミ受けする議員のスキャンダルの喧騒な議論が多いが、議員個人の不正行為や倫理違反に関する問題は、全て国民委員会で審議すべきで、予算委員会で行なうものではない。そもそも、あまりにも議員の不正行為が多過ぎる。これは国会議員の使命を、議員自ら理解していないからだ。第44条にこれを明記し、表 2.11 に変更する。

表 2.11 議員及び選挙人の資格 (第 44 条)

改正前	改正後	
第 44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。	第 44 条 国会議員は、国民の厳粛な信託を受けたものと自覚し、憲法を厳格に遵守し、その精神を誠実に希求しなければならない。 2 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。	

そして、問題のある議員については、国民が、直接その議員資格について問えるように、第55条および第58条を、それぞれ表2.12および表2.13に変更する。

法案に関する審議は、通常国会や臨時国会など区別せず年中行なうべきであって、国民と同じよ

表 2.12 資格争訟 (第 55 条)

K ==== X(H) HA (NO 00 NV)			
改正前	改正後		
第 55 条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。	第 55 条 国民は、国民委員会に、第 44 条第 1 項に反している議員に対して、資格審査請求 を行なうことができる。資格審査請求の要件は、 法律でこれを定める。 2 第 1 項で、違反していると判明した議員に		
	ついては、憲法裁判所は、その議員の資格に関する争訟を裁判する。		

表 2.13 役員の選任及び議院の自律権 (第 58 条)

表 2.13 伎員の選任及り議院の日伴惟 (弟 58 余)			
改正前	改正後		
第 58 条 両議院は、各々その議長その他の役	第 58 条 両議院は、各々その議長その他の役		
員を選任する。	員を選任する。		
2 両議院は、各々その会議その他の手続及び	2 両議院は、各々その会議その他の手続及び		
内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩	内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩		
序をみだした議員を懲罰することができる。但	序をみだした議員を懲罰することができる。但		
し、議員を除名するには、出席議員の三分の二	し、議員を除名するには、 <mark>国民委員会の裁断</mark> を		
以上の多数による議決を必要とする。	必要とする。		

うに、土・日および祝祭日を除き国会は開催するべきである。首相の外交日程が取れないという理由で国会を開催しないなどは論外であり、それなら関連する閣僚が答弁すれば良いだけのことだ、部門毎に大臣がいるのはそのためだろう。したがって第 52 条は表 2.14 に変更する。

表 2.14 常会 (第 52 条)

改正前		改正後		
第 52 条 する。	国会の常会は、	毎年一回これを召集	4月1日	国会は特別な事情の無い限り、毎年に招集され国民の休日および祝祭
			を除き、乳	翌年の 3 月 31 日まで常時開かれる

また、常会以外の臨時的なものは必要ないので、第53条は削除する(表2.15参照)。

なお、これに伴ない、従来の立法と行政の独立性を担保していた、国会の内閣に対する不信任権 と、総理大臣の国会解散権の変更等については、2.5 節で言及する。

主要な法律は予算委員会で、その他は各種委員会で議論し、国会議員は、策定した全ての法案について、国民に公開の場で議論しなければならない。そして、それらの議論を全ての国民に理解してもらう必要がある。このためには、全ての委員会をライブ中継することはもちろん、それらを録画して無料でオンデマンド配信できるような仕組みが必要だ。そして、全ての法案に関して国民にわかりやすく解説する番組や、その法案が政権公約のどの部分にあたり、政権公約の何パーセントが実現されたのかを、その都度解説するような番組を多様なメディアで配信することが必要になる。このような取り組みは、本来公共放送で行うべきことであるが、日本の公共放送を自認する NHK は、そのほとんどの時間をバラエティやドラマなどの遊興・娯楽番組に充てている。NHK は即時解

表 2.15 臨時会 (第 53 条)

改正前	改正後
第 53 条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定	(削除)
することができる。いづれかの議院の総議員の	
四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召	
集を決定しなければならない。	

散すべきである。そして、新たに国民委員会の下で、真の公共放送を行なう組織を作るべきだ。なぜ NHK のような擬い物の公共放送が許されているのか。その理由は、憲法に「公共」というものの定義が明記されていないからだ。「公共」とは、国民の自由と基本的人権を守るために支援する意思のことを指すのであって、公権力の及ぶ範囲を拡張して国民を排除することではない。

そもそも、「自由」自体の意味も曖昧であり、個人の身勝手な自由も含まれるという解釈から、権力側に自由を規制する根拠を与えている。「自由」、「公共」、「公共の福祉」を新たに規定する条文 (第 11-1 条) を追加する (表 2.16 参照)。

表 2.16 自由、公共及び公共の福祉 (第 11-1 条)

改正前	改正後
の 虚 け 2 た 3 後 4	第 11-1 条 自由とは、自己および他者が自らの幸福を追求する意思であり、自己に対する謙虚さ、及び他者に対する敬意を伴なうものでなければならない。 2 公共とは、国民の自由と基本的人権を守るために支援する意思のことを指す。 3 公共の自己犠牲と献身は、最高の社会的美徳とされなければならない。 4 公共の福祉とは、第 3 項で規定される社会的美徳の実践を指す。

これに伴ない、第 12 条および第 13 条は、表 2.17 および表 2.18 に変更する。

表 2.17 自由及び権利の保持義務と公共福祉性 (第 12 条)

改正前	改正後
第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び	第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び
権利は、国民の不断の努力によつて、これを保	権利は、国民の不断の努力によつて、これを保
持しなければならない。又、国民は、これを濫	持しなければならない。又、国民は常に公共の
用してはならないのであつて、常に公共の福祉	福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
のためにこれを利用する責任を負ふ。	

政党政治は既に破綻している。現行の内閣は単なる政党の利益供与機関に過ぎない。行政は完全に政党の私物と化し、政党内で決めたことを内閣で閣議決定するなどという愚行を重ね、堂々と政府与党一体となって行政を行なうという憲法違反を犯している。今や、政党は、個人を持たない議員の単なる寄せ集めに過ぎない。政党は、党議拘束という制度で議員個人の人権を無視し、自国の政策理念も語れない政治家を次々と生み出している。これらの政治家に議員の資格はない。第49条、

表 2.18 個人の尊重と公共の福祉 (第 13 条)

	,
改正前	改正後
第 13 条 すべて国民は、個人として尊重され	第 13 条 すべて国民は、個人として尊重され
る。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権	る。生命及び自由に対する国民の権利について
利については、公共の福祉に反しない限り、立	は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の
法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とす	国政の上で、最大の尊重を必要とする。
る。	

第 50 条および第 51 条は、公正な選挙で選ばれた議員は、確固とした理念と倫理観を持つ自律した個人であることを前提としている。これらの条項は、現実に照らせば全て廃止すべきであるが、立法府の自立を保証するものでもある。まず、議員の自由および責任を明記した条文 (第 48-1 条) を加える (表 2.19 参照)。

表 2.19 議員の自由及び責任 (第 48-1 条)

	(X = X = X = X = X = X = X = X = X = X =
改正前	改正後
(存在せず)	第 48-1 条 議員は個人として自由であり、演説、討論又は表決について、いかなる政党、団体からの制約も受けてはならない。 2 議員は、第 44 条第 1 項を遵守し、第 11-1 条第 4 項で規定される公共の福祉を立法化する責務を負う。
1	

そして、議員の歳費については、最低限、国から保証することとし、第49条を表2.20に変更する。

表 2.20 議員の歳費 (第 49 条)

	,
改正前	改正後
第 49 条 両議院の議員は、法律の定めるとこ	第 49 条 両議院の議員は、 <mark>第 44 条 第 1 項</mark>
ろにより、国庫から相当額の歳費を受ける。	の職務遂行に必要な、最低限度の歳費を国庫か
	ら受けることができる。なお歳費については法
	律で定める。

2.5 政策企画局の設置と行政の独立

内閣は、政党から切り離して独立しなければならない。政権与党などという、政党と内閣が一体として国家を運営すること自体が憲法違反である。政党の専門部会の決定が、内閣の政策になるなどということはあってはならないのであって、選挙対策のための政策施行などは愚の骨頂である。そもそも、総理大臣は党首と兼任してはいけない。政権与党の存在を前提としている党首討論などは無意味であり、国政に関わる全ての事柄は、国会でのみで議論するのが当然だ。このような基本的な誤認は、内閣の使命と行政の独立が明記されていないからだ。よって、これを明記した第65-1条を追加する(表 2.21 参照)。

現在に至るまで、日本の内閣は、日本国民のために独自の政策を策定したことはない。全ては、国 家権力の自己保身のため、官僚の書いたシナリオ通りに進められてきた。内閣の閣僚は、その地位

表 2.21 内閣の使命と独立性 (第 65-1 条)

改正前	改正後				
(存在せず)	第 65-1 条 内閣は、日本国民のための政策を、				
	策定・施行することを使命としなければならな				
	l Io				
	2 内閣は、唯一国会との議論を経て政策を決				
	定するのであって、その他は、国会および裁判				
	所とは、完全に独立した関係でなければならな				
	ll _o				
	3 内閣は、その行政権の行使については、い				
	かなる政党、団体からの制約も受けてはならな				
	l I.				

と名誉にのみに拘泥し、無能な大臣と、それを金と権力で束ねる飾りの総理大臣で構成されてきた。 官僚は、法案の策定から国会での閣僚の答弁に至るまで、法制度に関わる全ての文書を書き、法の 発起から成立までのレールに、大臣をうまく載せる段取りまでをも腐心せねばならない始末だ。日 本政府は、内閣が組織する表の政府と、官僚が実質的に運営する裏の政府の、二重構造になってい るのがその実態だ。裏の政府は、組閣をやり直して内閣を変更しても、政権交代して新たな内閣を 組閣しても、変更なく続いてきた。驚くべきことに、それは、明治維新以来永々と継続されてきた。 その弊害は、あらゆる場面で見られる。自らの利権を永続的かつ合法的に確保するための天下りシス テムの構築、米国の占領を合法化するための法制化、国民の自立を削ぎ、専ら皇国史観に誘うよう にする教育制度改革、そして、最終的に、これらを根本的に正当化するための日本国憲法の改変だ。

現行の官僚システムは根底から廃棄しなければならない。そして、第 65-1 条 [表 2.21] の第 1 項で 規定された使命を果すためには、内閣が、独自に政策決定を支援するためのシンクタンンクを持つ 必要がある。まず、内閣に政策企画局を設置する。そして、全ての政策の立案・立法事務は内閣政策 企画局が行ない、従来の官僚組織は内閣政策企画局の下部組織とする。内閣政策企画局は内閣が独 自に作り、その成員は、法案の表決を除き、議員と同等の身分を有するものとし、政権交代と共に刷 新することとする。つまり、内閣政策企画局員は任期付きの公務員となる。新たに、内閣政策企画局 の設置とその権限を定めた第 65-2 条を追加する (表 2.22 参照)。

これに伴ない、官吏の職階に関する第73条を、表2.23に変更する。

そして、内閣の組織に内閣政策企画局を加え、第66条を表2.24に変更する。

総理大臣の最優先事項は選挙だ。選挙で勝ってこそ政権を掌握でき、国政を担うことができる。任期4年を安定して確保するには、衆参両院で絶対安定多数の議席を確保しなければならない。これには相当な資金と権力基盤が必要となる。大企業の権益を保証し、占領国である米国への献納を行ない、農林水産・医療などの各種の利益団体との調整を図り、そして、彼等の満足する最大公約数な政策の実行を約束する。そこには、微塵も個々の国民のことなど考慮されない。だが、選挙に勝つには一般国民の票が必要になる。政治家とは、国民をいかに騙して選挙に勝つかという手腕を有する人種のことを言う。

総理大臣の意識・権能を根底から変えなければならない。それには、現行の、国会の内閣不信任権と総理大臣の国会解散権の対立による議会内民主制ではなく、総理大臣は基本的に任期固定で仕事をし、内閣不信任は国民委員会で審議し、可決した後、国民の審査に委ねるという直接民主制にすべきである。不信任決議と、解散および総辞職に関する第 69 条を表 2.25 に変更する。

衆議院議員の任期は原則として 4 年であるが、第 55 条により議員の資格を消失した場合には、任期満了までに消失する (表 2.26 参照)。

表 2.22 内閣政策企画局の設置とその権限 (第 65-2 条)

衣 2:22 内閣政策正画局の改直しての権限 (第 03-2 示)					
改正後					
第 65-2 条 内閣政策企画局は、内閣の企画す					
る全ての政策の立案・立法事務を行なう。内閣					
政策企画局の組織は法律でこれを定める。					
2 内閣総理大臣は、内閣政策企画局の設置及					
び解散の権限を有する。					
3 内閣政策企画局の成員は、内閣総理大臣又					
はその他の国務大臣が任命し、国民委員会が承					
認する。					
4 内閣政策企画局の成員は、議会及び委員会					
における法案の採決を除き、国会議員と同等の					
権利を有する。					
5 内閣総理大臣又はその他の国務大臣は、任					
意に内閣政策企画局の成員を罷免することがで					
きる。					
6 内閣政策企画局は、法律の定める基準に従					
ひ、官吏に関する事務を掌理する					

衆議院の解散は、衆議院議員の任期に合わせて行なうこととし、第 54 条を表 2.27 に変更する。 現行の憲法では、第 4 条第 2 項で「天皇の権能行使の委任」として、国会の召集、衆議院の解散、 国務大臣や官吏の任免などの、国政に関わることを内閣に代って天皇が代行する構成になっている。 これは大日本帝国憲法の天皇主権の残存であり、撤廃する (表 2.28 参照)。

これに伴ない。第6条の天皇の任命行為は削除され(表2.29参照)、

第7条の、国政に関する全ての国事行為も削除される (表 2.30 参照)。なお、第3項のいわゆる「7条解散権」であるが、結局、この条項により、「国会の解散は総理大臣の専権事項である」という、憲法違反の常識をはびこらせた。これは最高裁判所の裁判官任命の国民審査 (第79条第2項)と同様、国の根幹に関わる事項をうやむやのうちに決定するために、国民を目眩しにするものである。第3項は、議員任期の固定化 (第52条)に伴ない自動的に消滅する。

2.6 憲法裁判所の設置と司法の独立

司法は独裁への道を阻む最後の砦とならねばならない。それにはまず、裁判官自らがこのことを理解し、その覚悟と使命を持つことだ。日本の戦後は、司法は、率先して、憲法解釈という詭弁で米国の占領統治を合法化させ、数々の公害訴訟裁判では加害者である企業寄りの判決で国民の基本的人権を奪ってきた。日本では、司法は「最後の砦」となるどころか、憲法という「最後の砦」に風穴を空け、いかに崩すかに苦心してきた。裁判官は、政府によってその人事を掌握され、常に行政寄りの判断を強いられてきた。そこには、微塵も国民にための自己犠牲や献身の姿勢はない。

今、法律家を目指す者は、分厚い法律書を暗記し、その上に膨大な数の様々な判例を覚えなければならない。そして、さらに、その応用問題を解く訓練を経て、やっと司法試験の難関を突破できる。彼等は、検事や弁護士となり、法律のプロを自認する。だが、司法の使命を理解していない法律家はマシンと同じだ。現在、コンピュータの処理能力は飛躍的に伸び、莫大な記憶容量も安価に手に入る。AI 的なアルゴリズムを取り入れたエキスパートシステムは、既に、あらゆる分野の専門家の代替となり得るレベルにある。司法の使命感のない法律家は、法曹資格を剥奪し、これらのエキ

表 2.23 内閣の職務権限 (第 73 条)

改正前 改正後 |第 73 条 内閣は、他の一般行政事務の外、左|第 73 条 内閣は、他の一般行政事務の外、左| の事務を行ふ。 の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理するこ 一 法律を誠実に執行し、国務を総理するこ ニ 外交関係を処理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時 三 条約を締結すること。但し、事前に、時 宜によつては事後に、国会の承認を経る 宜によつては事後に、国会の承認を経る ことを必要とする。 ことを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する 四 法律の定める基準に従ひ、内閣企画局員に 事務を掌理すること。 関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。

は、特にその法律の委任がある場合を除					
いては、罰則を設けることができない。					

六 この憲法及び法律の規定を実施するため

に、政令を制定すること。但し、政令に

- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び 復権を決定すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び 復権を決定すること。

表 2.24 内閣の組織と責任 (第 66 条)

表 2.24 内阁の組	織と頁仕 (弗 66 余)		
改正前	改正後		
第 66 条 内閣は、法律の定めるところにより、	第 66 条 内閣は、法律の定めるところにより、		
その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大	その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大		
臣でこれを組織する。	臣と、内閣政策企画局でこれを組織する。		
2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民で	2 内閣総理大臣その他の国務大臣、及び内閣		
なければならない。	政策企画局員は、文民でなければならない。		
3 内閣は、行政権の行使について、国会に対	3 内閣は、行政権の行使について、国会に対		
し連帯して責任を負ふ。	し連帯して責任を負ふ。		

表 2.25 不信任決議と総辞職 (第 69 条)

改正前

第 69 条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

改正後

- 第 69 条 国民は、国民委員会に内閣不信任を 申請することができる。内閣不信任の申請要件 については法律で定める。
- 2 国民委員会は、内閣不信任を受理してから 30 日以内に、その可否を判断しなければなら ない。
- 3 国民委員会が、内閣不信任を可とした場合には、30 日以内に国民審査を行なわなければならない。
- 4 内閣不信任に関する国民審査は、過半数で 成立するものとする。
- 5 第 4 項で、内閣不信任が成立した場合に は、内閣は総辞職しなければならない。

表 2.26 衆議院議員の任期 (第 45 条)

				以工	上則				
第 4	5	条	衆議院	議員	の任期	は、	四年	とする	3 。
但し		衆議	院解散	の場:	合には、	そ	の期間	満了	前
に終	了	する	0						

改正後

第 45 条 衆議院議員の任期は、四年とする。 但し、第 55 条により議員の資格を消失した場合には、その期間満了前に終了する。

表 2.27 総選挙 (第 54 条)

改正前

改正後

第 54 条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置 は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十 日以内に、衆議院の同意がない場合には、その 効力を失ふ。

第 54 条 衆議院は 4 年毎に解散され、常会の開始日から四十日 以前に、衆議院議員の総選挙を行ひ、常会の開始日に、国会を召集しなければならない。

- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置 は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十 日以内に、衆議院の同意がない場合には、その 効力を失ふ。

表 2.28 天皇の権能(第4条)

	<u> </u>
改正前	改正後
第 4 条 天皇は、この憲法の定める国事に関	第 4 条 天皇は、この憲法の定める国事に関
する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有し	する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有し
ない。	ない。
2 天皇は、法律の定めるところにより、その	
国事に関する行為を委任することができる。	

表 2.29 天皇の任命行為 (第 6 条)

N ==== N(T +> 12 12 12 13 (N)	
改正前	改正後
第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総	(削除)
理大臣を任命する。	
2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所	
の長たる裁判官を任命する。	

スパートシステムに替えるべきだ。

第6章の司法の章の冒頭には、まず、司法の使命と裁判官の良心について明記し、それに違反した裁判官の訴追を、国民委員会が行えるようにする(表 2.31 参照)。

そして、内閣および国会が作成する全ての法律について、それが憲法に違反していないかを審査する憲法裁判所を作る。現行の、内閣法制局が違憲審判する制度は、スポーツ競技に例えれば、プレイヤー自身がそのスポーツのルールを決めるようなものだ。なぜ、日本では、第81条で、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する」、としているにもかかわらすそれができないのか? それは最高裁判所が、抽象的違憲審査制ではなく、付随的違憲審査制を採っていると解釈されているからだ。付随的違憲審査制とは、その法律が、個人に対して適応されて具体的な問題が起り、憲法判断が必要な訴訟となった時に始めて違憲審査が行なわれるというものだ。だが、これは、個別法が憲法に抵触する可能性を未然に防ぎ、個人の争訟が国家と直接対立することを国家権力が恐れるからだ。それは、強い市民勢力と国家権力との緊張状態があって始めて有効に機能するものだ。市民勢力を持たない日本では、アメリカ合衆国やイギリスなどの、個人が市民として自律している国家を手本としてはいけない。

現行の司法制度は、根本的に、憲法裁判所を中核とする組織に変えなければならない。まず、裁判 所の組織を明記した第 75-2 条を追加する (表 2.32 参照)。

なお、第75-2条第2項は、現行憲法の第76条第2項を移項したものである。

憲法裁判所は、国・地方自治体・個人の、憲法に関わる最終的な係争全てを取り扱う。その憲法裁判所の権限を、第75-3条で定める(表2.33参照)。

憲法裁判所は、基本的に、国民から任意に選ばれた裁判員による陪審制とする。その構成員は、全て国民委員会で指名された者から成り、国民の審査で選ばれる。これら憲法裁判所の構成を第 75-4 条で定める (表 2.34 参照)。

裁判官は、自らの独立と同時に、裁判官の人事権の独立も保証する。第 76 条は、裁判官の独立についてのみの記述に変更し、第 2 項は第 75-2 条第 2 項に移項し、第 3 項の良心は、第 75-1 条の第 2 項に基づくものとして、新たに第 1 項で定める (表 2.35 参照)。

最高裁判所の全ての裁判官の任命は国民委員会が行ない、国民投票で審査する。その裁判官の任期は4年とし、4年毎に審査する。したがって、第79条および第80条は、それぞれ、表2.36およ

改正前	改正後	
第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。	第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国 民のために、左の国事に関する行為を行ふ。	
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。二 国会を召集すること。三 衆議院を解散すること。四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。	一 栄典を授与すること。 二 外国の大使及び公使を接受すること。 三 儀式を行ふこと。	
五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏 の任免並びに全権委任状及び大使及び公 使の信任状を認証すること。		
六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び 復権を認証すること。		
七 栄典を授与すること。		
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文 書を認証すること。		
九 外国の大使及び公使を接受すること。		
十 儀式を行ふこと。		

表 2.31 司法の使命と裁判官の良心 (第 75-1 条)

改正前	改正後
(存在せず)	第75-1条 司法は、立法・行政が機能しなくなった時に、国民を救う最後の砦となり、法によってそれを実現することを使命とする。 2 全ての裁判官は、第1項で定められた、司法の使命を果すことを良心としなければならない。 3 国民は、第2項を有しないと判断される裁判官の訴追を、国民委員会に申請できる。申請要件は法律で定める。 4 国民委員会は、第3項で申請された裁判官の訴追の可否を判断し、可であれば国会に当該裁判官の弾劾を要求することができる。

表 2.32 裁判所の組織 (第 75-2 条)

改正前	改正後
(存在せず)	第 75-2 条 司法権は、裁判官に委ねられる。司法権は、憲法裁判所、第 79 条で定める最高裁判所及びその下級裁判所によって行使される。 2 特別裁判所は、これを設置することができ
	ない。行政機関は、終審として裁判を行ふこと ができない。

び表 2.37 に変更する。

これに伴ない、天皇による最高裁判所長官の任命権は消失する(表 2.29 参照)。

最高裁判所は、憲法裁判所で取り扱う争訟以外の裁判に限定される。したがって、第 81 条は表 2.38 に変更する。

2.7 立憲主義の堅持と憲法改正手続きの変更

憲法は唯一国民が決定できるものであり、その改変は国民の意思によってのみ行なうことができる。憲法の改正は現行の第 96 条で、国会議員の三分の二以上の賛成で国会が発議できることになっているが、国会は憲法の改正に関与すべきではない。そもそも、国会の使命は、国民のために法律を策定することであり、それは第 44 条でも示したとおり、憲法の下で厳格に行なわれなければならない。したがって、議員は、憲法を遵守することこそすれ、憲法を変更するなどといったことを画策してはいけないのであって、ましてや憲法改正を掲げた政党など到底許されるべきてはない。したがって、国民委員会および憲法裁判所を除く全ての機関は、憲法改正に関する審議に関わることはできない。憲法改正は国民の要請により国民委員会で協議した後、憲法裁判所で審議し了解を得て、国民審査にかけるように第 96 条を変更する((表 2.39 参照)。

一方、絶対安定多数を取った政権は、全ての委員会において、委員長以下全てのポストを得ることができる。これは、全ての審議において、政権側の策定した法律を無条件に通過させることができることを意味する。委員会での議論は無意味となり、完全に国会は形骸化する。このような状況では憲法さえも意味を成さなくなる。憲法違反の法律が堂々と国会で可決・成立され、憲法違反に加担した与党の議員は、あたかも国民を代表するかのように、開き直ってその正当性を主張する。さらに、彼等は言う、「そもそも、現憲法はアメリカの作ったもので、日本人のものではない」と。だか、日本国憲法は、マグナカルタに始まる、個人の自由と権利の獲得の歴史において、夥しい数の民衆の犠牲の上に作られていることを彼等は理解していない。憲法違反を犯した議員を処罰する厳しい規定が必要だ。何故、それほどまでに厳しいかと思い知らせることによって、立憲主義の重要性を理解させることが必要なのだ。憲法違反を犯した議員に対する処罰規定を、第 99 条に追加する((表 2.40 参照)。

2.8 基本的普遍価値の自己規定条文と抵抗権の追加

代議制民主主義には独裁政治を生むという基本的欠陥がある。独裁政治に至らないようにするには、法によって阻止するしかない。だが、フランス革命から、今日に至るまで、民主主義は、度重なる独裁を止められなかった。その原因は、代議制民主主義では、選挙によって選ばれた政治家に過大な権力を与えてしまうことで、三権分立できず、政府に全ての権力が集中してしまうからだ。悪意

表 2.33 憲法裁判所の権限 (第 75-3 条)

改正前	改正後
(存在せず)	第 75-3 条 憲法裁判所は、左記の事項につい て裁判する。
	一 国、又は本憲法及び国の規則によって、固有の権利を認められた、その他の関係機関の権利、及び義務の範囲に関する争訟を契機とする本憲法の解釈。
	二 法律、もしくは地方自治体の条例が、この 憲法に形式的および実質的に適合するか どうか、又は、地方自治体の条例が、そ の他の法律と適合するかどうかについて の意見の相違、又は疑義で、国、地方自 治体又は、衆議院又は参議院の三分の一 の提起によるもの。
	ア 法律が、第 94 条に適合しているか 否かについての意見の相違で、衆議 院又は参議院、地方自治体又は地方 議会の提起によるもの。
	三 国および地方自治体の権利義務、特に、地方自治体による法律の執行、及び国の監督の遂行の場合の権利義務に関する意見の相違。
	四 他に出訴手段が存在しないときの、国と 地方自治体との間、地方自治体と地方自 治体との間、又は一つの地方自治体内部 におけるその他の法律上の争訟。
	ア 何人も、公権力によって第 11 条、 第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、 第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、 第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条に含まれる、自己の権利を侵 害されたとの主張によって、提起す ることができる憲法訴願。
	イ 法律による、第 95 条の自治権侵害 を理由とする、地方自治体及び地方 自治体連合の憲法訴願。
	20 五 本憲法に規定するその他の場合。

2 憲法裁判所は、その他、法律によって権限

を与えられた場合に活動する。

表 2.34 憲法裁判所の構成 (第 75-4 条)

C 2.01 /C/AG(/3/1/ 0/14/0/ (/3 1.0 1 //)	
改正前	改正後
(存在せず)	第 75-4 条 憲法裁判所は、国民から任意に選
	ばれた、法律の定める員数の陪審員、裁判官及
	びその他の構成員で組織する。
	2 憲法裁判所の構成員は、国民委員会で任命
	され、四年おきに国民投票で国民の審査に付す。
	3 憲法裁判所の構成員は、衆参両議院、日本 国政府、又はこれらに相当する地方自治体の機 関に所属してはならない。

表 2.35 裁判官の独立 (第 76 条)

改正前 改正後 第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法 第 76 条 すべて裁判官は、第 75-1 条の第 2 律の定めるところにより設置する下級裁判所に 項で定める良心に従ひ、独立してその職権を行 属する。 ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。 2 特別裁判所は、これを設置することができ 2 裁判官は、国民委員会による採決を経て、 ない。行政機関は、終審として裁判を行ふこと 国民の審査によらなければ、その意に反して、 任期満了前に罷免し、長期もしくは一時的に停 ができない。 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立して 職し、又は転任もしくは退職させることができ その職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束 ない。 される。

表 2.36 最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査 (第 79 条)

改正前

第 79 条 最高裁判所は、その長たる裁判官及 び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを 構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内 閣でこれを任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初 めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査 に付し、その後十年を経過した後初めて行はれ る衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その 後も同様とする。
- 前項の場合において、投票者の多数が裁判 官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷 免される。
- 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢 に達した時に退官する。
- 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当 |額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これ| を減額することができない。

改正後

第79条 最高裁判所は、その長たる裁判官及 び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを 構成し、すべての裁判官は、国民委員会でこれ を任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後直 ちに国民投票で国民の審査に付し、その後四年 おきに同様の審査に付すこととする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判 官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷 免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢 に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当 額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これ を減額することができない。

表 2.37 下級裁判所の裁判官(第80条)

改正前

第 80 条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所 の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任 命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任 されることができる。但し、法律の定める年齢 に達した時には退官する。

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所 の指名した者の名簿によつて、国民委員会でこ れを任命する。その裁判官は、任期を四年とし、 再任されることができる。但し、法律の定める 年齢に達した時には退官する。

改正後

表 2.38 最高裁判所の法令審査権 (第81条)

第 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、 |規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決|

改正前

定する権限を有する終審裁判所である。

改正後

第81条 最高裁判所は、第75-3条の憲法争 訟に関する裁判を除き、一切の法律、命令、規 則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定 する権限を有する終審裁判所である。

表 2.39 憲法改正の発議、国民投票及び公布(第 96 条)

改正前

第 96 条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、 天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すも のとして、直ちにこれを公布する。

改正後

- 第96条 この憲法の改正は、国民の要請があったときにのみ発議される。要請の要件は法律で定める。
- 2 国民の要請は、国民委員会の憲法改正審査会で審議され、当該委員会の全会一致で了承された後、憲法裁判所で審議され、可と判決された後はじめて発議される。
- 3 前項により発議された改正案は、直ちに国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- 4 憲法改正について前項の承認を経たときは、 この憲法と一体を成すものとして、直ちに公布 される。
- 5 憲法改正の対象は、第 95-1 条で規定した条 文を除く。

表 2.40 憲法尊重擁護の義務 (第 99 条)

改正前

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

改正後

- 第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重 し擁護する義務を負ふ。
- 2 過去において、憲法違反とされた法律の策定・成立に加担した議員は、直ちにその資格を消失する。
- 3 前項に該当する議員の所属する全ての政治 団体は、恒久的にその活動を停止する。

を持った権力者が、民衆を騙して、いったん権力を掌握してしまえば、全てが手に入るのだ。このため、欧米の民主主義国の多くは、その憲法に、抵抗権を明記している。つまり、万が一独裁に至ったら、国民が実力行使によって独裁を打破する権利を保証しているのだ。

「第 8-1 章 基本的普遍価値と抵抗権」を追加する。そして、平和主義、基本的人権および基本的自由に関する条文の削除および変更の禁止を、恒久的に規定し(表 2.41 参照)、

表 2.41 基本的普遍価値に対する恒久的な不変性 (第 95-1 条)

改正前	改正後
(存在せず)	第 95-1 条 平和主義、基本的人権及び基本的
	自由に関する事項は、人類が獲得し得た最高の
	価値であり、これらは永久に変更してはならな
	い。したがって、本条項、第 9 条、第 11 条、
	第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第
	22 条、第 25 条及び第 31 条は、一切の削除
	および改変を行なってはいけない。
	2 第1項で指定した条項の効果を停止、及び
	低減させうる条文は追加してはいけない。

基本的普遍価値を除去しようとする権力に対する抵抗権を、第 95-2 条で追加する (表 2.42 参照)。

表 2.42 抵抗権 (第 95-2 条)

改正前	改正後
(存在せず)	第 95-2 条 すべての日本人は、第 95-1 条第
	1 項で定められた、基本的普遍価値を除去しよ
	うと企てる何人に対しても、他の救済手段が存
	在しないときは、抵抗権を有する。

3 憲法改正案 (全文対照表)

日本国憲法改正案	現行憲法
目次 前文	目次 前文
第1章 天皇(第1条-第8条)	第1章 天皇(第1条-第8条)
第2章 戦争の放棄(第9条)	第2章 戦争の放棄(第9条)
第3章 国民の権利及び義務(第10条- 第40条)	第 3 章 国民の権利及び義務 (第 10 条 - 第 40 条)
第 3-1 章 国民委員会 (第 40-1 条)	第 4 章 国会 (第 40-1 条 - 第 64 条)
第 4 章 国会 (第 40-1 条 - 第 64 条)	第 5 章 内閣 (第 65 条 - 第 75 条)
第5章 内閣(第65条-第75条)	第 6 章 司法 (第 76 条 - 第 82 条)
第 6 章 司法 (第 75-1 条 - 第 82 条)	第7章 財政(第83条-第91条)
第7章 財政(第83条-第91条)	第 8 章 地方自治 (第 92 条 - 第 95 条)
第8章 地方自治(第92条-第95条)	第9章 改正(第96条-第96条)
第 8-1 章 基本的普遍価値と抵抗権 (第	第 10 章 最高法規 (第 97 条 - 第 99 条)
95-1 条 - 第 95-2 条)	第 11 章 補則 (第 100 条 - 第 103 条)
第 9 章 改正 (第 96 条 - 第 96 条)	
第 10 章 最高法規 (第 97 条 - 第 99 条)	
第 11 章 補則 (第 100 条 - 第 103 条)	

日本国恵法以止為

[前文]

日本国民は、われら及び正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

[天皇の地位と主権在民]

第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国 民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存 する日本国民の総意に基く。

現行憲法

[前文]

日本国民は、正当に選挙された国会における 代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫 のために、諸国民との協和による成果と、わが 国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ること のないやうにすることを決意し、ここに主権が 国民に存することを宣言し、この憲法を確定す る。そもそも国政は、国民の厳粛な信託による ものであつて、その権威は国民に由来し、その 権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利 は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原 理であり、この憲法は、かかる原理に基くもの である。われらは、これに反する一切の憲法、 法令及び韶勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

[天皇の地位と主権在民]

第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国 民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存 する日本国民の総意に基く。

前のページからの続き		
日本国憲法改正案	現行憲法	
[皇位の世襲] 第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の 議決した皇室典範の定めるところにより、これ を継承する。	[皇位の世襲] 第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の 議決した皇室典範の定めるところにより、これ を継承する。	
[内閣の助言と承認及び責任] 第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。	[内閣の助言と承認及び責任] 第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。	
[天皇の権能] 第 4 条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。	[天皇の権能と権能行使の委任] 第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。 2 天皇は、法律の定めるところにより、その 国事に関する行為を委任することができる。	
[摂政] 第5条 皇室典範の定めるところにより摂政 を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に 関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項 の規定を準用する。	[摂政] 第5条 皇室典範の定めるところにより摂政 を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に 関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項 の規定を準用する。	
(削除)	[天皇の任命行為] 第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総	

の長たる裁判官を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所

理大臣を任命する。

[天皇の国事行為]

[天皇の国事行為]

前のページからの続き 日本国憲法改正案 現行憲法 第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国 第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国 民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 栄典を授与すること。 憲法改正、法律、政令及び条約を公布す ること。 外国の大使及び公使を接受すること。 二 国会を召集すること。 三 儀式を行ふこと。 三衆議院を解散すること。 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏 の任免並びに全権委任状及び大使及び公 使の信任状を認証すること。 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び 復権を認証すること。 七 栄典を授与すること。 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文 書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を接受すること。 十 儀式を行ふこと。 [財産授受の制限] [財産授受の制限] 第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、 財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国 会の議決に基かなければならない。 会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

[戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認]

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、 財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国

第2章 戦争の放棄

[戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認]

第9条 日本国民は、国家主義と決別し、抑止力による力の秩序ではなく、対話と敬愛の実行で、国際社会の平和と安定に積極的に貢献することを決意する。

- 2 日本国民はまた、正義と秩序を基調とする 国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争 と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久に これを放棄する。
- 3 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

[国民たる要件]

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを 定める。

[基本的人権]

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

[自由、公共及び公共の福祉]

第 11-1 条 自由とは、自己および他者が自らの幸福を追求する意思であり、自己に対する謙虚さ、及び他者に対する敬意を伴なうものでなければならない。

- 2 公共とは、国民の自由と基本的人権を守るために支援する意思のことを指す。
- 3 公共の自己犠牲と献身は、最高の社会的美徳とされなければならない。
- 4 公共の福祉とは、第3項で規定される社会的美徳の実践を指す。

[自由及び権利の保持義務と公共福祉性]

現行憲法

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他 の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、 これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

[国民たる要件]

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを 定める。

[基本的人権]

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(存在せず)

[自由及び権利の保持義務と公共福祉性]

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び 権利は、国民の不断の努力によつて、これを保 持しなければならない。又、国民は常に公共の 福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命及び自由に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界] 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつ て、人種、信条、性別、社会的身分又は門地に より、政治的、経済的又は社会的関係において、 差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

[公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障]

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、 一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普 通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを 侵してはならない。選挙人は、その選択に関し 公的にも私的にも責任を問はれない。

[請願権]

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、 法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その 他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、 何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別 待遇も受けない。

現行憲法

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び 権利は、国民の不断の努力によつて、これを保 持しなければならない。又、国民は、これを濫 用してはならないのであつて、常に公共の福祉 のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界] 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつ て、人種、信条、性別、社会的身分又は門地に より、政治的、経済的又は社会的関係において、 差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

[公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障]

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、 一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普 通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを 侵してはならない。選挙人は、その選択に関し 公的にも私的にも責任を問はれない。

[請願権]

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、 法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その 他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、 何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別 待遇も受けない。

「公務員の不法行為による損害の賠償」

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、 損害を受けたときは、法律の定めるところによ り、国又は公共団体に、その賠償を求めること ができる。

[奴隷的拘束及び苦役の禁止]

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

[思想及び良心の自由]

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

「信教の自由」

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

[集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護] 第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一 切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

[居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由]

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、 居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

[学問の自由]

第23条 学問の自由は、これを保障する。

[家族関係における個人の尊厳と両性の平等]

現行憲法

[公務員の不法行為による損害の賠償]

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、 損害を受けたときは、法律の定めるところによ り、国又は公共団体に、その賠償を求めること ができる。

[奴隷的拘束及び苦役の禁止]

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

[思想及び良心の自由]

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

[信教の自由]

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

[集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護] 第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一 切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

[居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由]

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、 居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

[学問の自由]

第23条 学問の自由は、これを保障する。

[家族関係における個人の尊厳と両性の平等]

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、 離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項 に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質 的平等に立脚して、制定されなければならない。

[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める 国の義務]

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第 26 条 べて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、 その保護する子女に普通教育を受けさせる義務 を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷 使の禁止]

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、 義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

[勤労者の団結権及び団体行動権]

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉 その他の団体行動をする権利は、これを保障す る。

[財産権]

現行憲法

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、 離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項 に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質 的平等に立脚して、制定されなければならない。

[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める 国の義務]

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低 限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第 26 条 べて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、 その保護する子女に普通教育を受けさせる義務 を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷 使の禁止]

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、 義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

[勤労者の団結権及び団体行動権]

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉 その他の団体行動をする権利は、これを保障す る。

[財産権]

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するや うに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公 共のために用ひることができる。

[納税の義務]

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、 納税の義務を負ふ。

[生命及び自由の保障と科刑の制約]

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

[裁判を受ける権利]

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

[逮捕の制約]

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

「抑留及び拘禁の制約」

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且 つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられな ければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、 正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があ れば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人 の出席する公開の法廷で示されなければならな い。

[侵入、捜索及び押収の制約]

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

現行憲法

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するや うに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公 共のために用ひることができる。

[納税の義務]

第30条 国民は、法律の定めるところにより、 納税の義務を負ふ。

[生命及び自由の保障と科刑の制約]

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

[裁判を受ける権利]

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

[逮捕の制約]

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

「抑留及び拘禁の制約」

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

[侵入、捜索及び押収の制約]

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

[拷問及び残虐な刑罰の禁止]

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、 絶対にこれを禁ずる。

「刑事被告人の権利」

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問 する機会を充分に与へられ、又、公費で自己の ために強制的手続により証人を求める権利を有 する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を 有する弁護人を依頼することができる。被告人 が自らこれを依頼することができないときは、 国でこれを附する。

[自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界] 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要 されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不 当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、 これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人 の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰 を科せられない。

「遡及処罰、二重処罰等の禁止」

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

[刑事補償]

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 3-1 章 国民委員会

現行憲法

[拷問及び残虐な刑罰の禁止]

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、 絶対にこれを禁ずる。

[刑事被告人の権利]

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問 する機会を充分に与へられ、又、公費で自己の ために強制的手続により証人を求める権利を有 する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を 有する弁護人を依頼することができる。被告人 が自らこれを依頼することができないときは、 国でこれを附する。

[自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界] 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要 されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不 当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、 これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人 の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰 を科せられない。

「遡及処罰、二重処罰等の禁止」

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

[刑事補償]

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

前のページからの続き 日本国憲法改正案 現行憲法 [国民委員会の設置と国民参加の義務] 第 40-1 条 国民委員会は、主として、法律の (存在せず) 策定及び瑕疵等の判断の根拠となる事実を、調 査・研究するための諮問機関であが、内閣の策 定した予算の施行の可否、並びに全ての裁判官 の指名・訴追・任命も行なう。 2 国民委員会は、全ての権力から独立した機 関であり、内閣、国会及び国民から要請があれ ば、当該事項に関する専門の国民委員会を設置 しなければならない。 3 全ての国民は、要請があれば、上記第2項 で設置される国民委員会の委員として、参加す る義務を負う。 4 国民委員会は、国民の中から任意に選ばれ た委員で構成される。なお、必要ならば、当該 事項に関する専門的知識を有する者を、講師と して招致することができる。 5 国民委員会は、当該事項別に、独立に設置 され、独自の委員で構成される。 6 国は、国民委員会の任務遂行に関する全て の原資を補償し、又国民委員会の委員の身分は、 社会的に保証されなければならない。 7 内閣は、法律の策定にあたって、その内容 を諮問する組織は唯一国民委員会のみであって、 この他の専門委員会を設置してはならない。 第4章 国会 第4章 国会 [国会の地位] [国会の地位] 第 41 条 国会は、国権の最高機関であつて、 第 41 条 国会は、国権の最高機関であつて、 国の唯一の立法機関である。 国の唯一の立法機関である。 「二院制」 「二院制」 第 42 条 国会は、衆議院及び参議院の両議院 第 42 条 国会は、衆議院及び参議院の両議院 でこれを構成する。 でこれを構成する。 [両議院の組織] [両議院の組織]

次のページに続く

第 43 条 両議院は、全国民を代表する選挙さ

れた議員でこれを組織する。

[議員及び選挙人の資格]

第 43 条 両議院は、全国民を代表する選挙さ

れた議員でこれを組織する。

[議員及び選挙人の資格]

第 44 条 国会議員は、国民の厳粛な信託を受けたものと自覚し、憲法を厳格に遵守し、その精神を誠実に希求しなければならない。

2 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

[衆議院議員の任期]

第 45 条 衆議院議員の任期は、四年とする。 但し、第 55 条により議員の資格を消失した場合には、その期間満了前に終了する。

[参議院議員の任期]

第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

[議員の選挙]

第 47 条 選挙は、厳格に有権者の数を反映させるものとし、選挙区及び投票の方法は、厳密にこれに従うものとする。

- 2 投票率が、50 %を下回る場合、又は議会運営上著しく支障を来すおそれのある場合には、 憲法裁判所は再選挙を行なう指示をすることができる。
- 3 両議院の議員の選挙に関する事項は、国民 委員会の選挙制度専門委員会でこれを定める。

[両議院議員相互兼職の禁止]

第 48 条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

[議員の自由及び責任]

第 48-1 条 議員は個人として自由であり、演説、討論又は表決について、いかなる政党、団体からの制約も受けてはならない。

2 議員は、第 44 条第 1 項を遵守し、第 11-1 条第 4 項で規定される公共の福祉を立法化す る責務を負う。

[議員の歳費]

現行憲法

第 44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格 は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、 性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入 によつて差別してはならない。

[衆議院議員の任期]

第 45 条 衆議院議員の任期は、四年とする。 但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前 に終了する。

[参議院議員の任期]

第 46 条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

[議員の選挙]

第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議院の 議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定め る。

[両議院議員相互兼職の禁止]

第 48 条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

(存在せず)

「議員の歳費

第 49 条 両議院の議員は、第 44 条 第 1 項 の職務遂行に必要な、最低限度の歳費を国庫から受けることができる。なお歳費については法律で定める。

[議員の不逮捕特権]

第 50 条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

[議員の発言表決の無答責]

第51条 両議院の議員は、議院で行つた演説、 討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

[常会]

第 52 条 国会は特別な事情の無い限り、毎年 4 月 1 日に招集され国民の休日および祝祭日 を除き、翌年の 3 月 31 日まで常時開かれる。

(削除)

[総選挙]

第 54 条 衆議院は 4 年毎に解散され、常会の開始日から四十日 以前に、衆議院議員の総 選挙を行ひ、常会の開始日に、国会を召集しなければならない。

- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置 は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十 日以内に、衆議院の同意がない場合には、その 効力を失ふ。

[資格争訟]

現行憲法

第 49 条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

[議員の不逮捕特権]

第 50 条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

[議員の発言表決の無答責]

第51条 両議院の議員は、議院で行つた演説、 討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

[常会]

第52条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

[臨時会]

第 53 条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定 することができる。いづれかの議院の総議員の 四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召 集を決定しなければならない。

「総選挙、特別会及び緊急集会」

第 54 条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置 は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十 日以内に、衆議院の同意がない場合には、その 効力を失ふ。

[資格争訟]

第 55 条 国民は、国民委員会に、第 44 条第 1 項に反している議員に対して、資格審査請求を行なうことができる。資格審査請求の要件は、法律でこれを定める。

2 第 1 項で、違反していると判明した議員に ついては、憲法裁判所は、その議員の資格に関 する争訟を裁判する。

[議事の定足数と過半数議決]

第 56 条 全ての議事は、有権者数に相当する 議席数を基準とする多数決で運営する。

- 2 過半数とは、(総議員数/投票率)/2 のことであり、三分の二とは、(総議員数/投票率)×2/3 のことである
- 3 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[会議の公開と会議録]

第 57 条 両議院の会議は、公開とする。但し、 出席議員の三分の二以上の多数で議決したとき は、秘密会を開くことができる。

- 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- 3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、 各議員の表決は、これを会議録に記載しなけれ ばならない。

[役員の選任及び議院の自律権]

第 58 条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び 内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩 序をみだした議員を懲罰することができる。但 し、議員を除名するには、国民委員会の裁断を 必要とする。

[法律の成立]

現行憲法

第 55 条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

[議事の定足数と過半数議決]

第 56 条 両議院は、各々その総議員の三分の 一以上の出席がなければ、議事を開き議決する ことができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを 決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。

[会議の公開と会議録]

第 57 条 両議院の会議は、公開とする。但し、 出席議員の三分の二以上の多数で議決したとき は、秘密会を開くことができる。

- 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- 3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、 各議員の表決は、これを会議録に記載しなけれ ばならない。

[役員の選任及び議院の自律権]

第 58 条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び 内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩 序をみだした議員を懲罰することができる。但 し、議員を除名するには、出席議員の三分の二 以上の多数による議決を必要とする。

[法律の成立]

第 59 条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議 決をした法律案は、衆議院で三分の二以上で再 び可決したときは、法律となる。

「衆議院の予算先議権及び予算の議決」

第 60 条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた 議決をした場合に、法律の定めるところにより、 両議院の協議会を開いても意見が一致しないと き、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受 け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日 以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国 会の議決とする。

[条約締結の承認]

第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

[議院の国政調査権]

第 62 条 両議院は、各々国政に関する調査を 行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並び に記録の提出を要求することができる。

[国務大臣の出席]

第 63 条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、 両議院の一に議席を有すると有しないとにかか はらず、何時でも議案について発言するため議 院に出席することができる。又、答弁又は説明 のため出席を求められたときは、出席しなけれ ばならない。

[弾劾裁判所]

第 64 条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官 を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾 裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

現行憲法

第 59 条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた 議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分 の二以上の多数で再び可決したときは、法律と なる。

[衆議院の予算先議権及び予算の議決]

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた 議決をした場合に、法律の定めるところにより、 両議院の協議会を開いても意見が一致しないと き、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受 け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日 以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国 会の議決とする。

[条約締結の承認]

第 61 条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

[議院の国政調査権]

第 62 条 両議院は、各々国政に関する調査を 行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並び に記録の提出を要求することができる。

[国務大臣の出席]

第 63 条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、 両議院の一に議席を有すると有しないとにかか はらず、何時でも議案について発言するため議 院に出席することができる。又、答弁又は説明 のため出席を求められたときは、出席しなけれ ばならない。

[弾劾裁判所]

第 64 条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官 を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾 裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

前のページからの続き		
日本国憲法改正案	現行憲法	
第5章 内閣	第5章 内閣	
[行政権の帰属] 第 65 条 行政権は、内閣に属する。	[行政権の帰属] 第 65 条 行政権は、内閣に属する。	
[内閣の使命と独立性] 第 65-1 条 内閣は、日本国民のための政策を、策定・施行することを使命としなければならない。 2 内閣は、唯一国会との議論を経て政策を決定するのであって、その他は、国会および裁判所とは、完全に独立した関係でなければならない。 3 内閣は、その行政権の行使については、いかなる政党、団体からの制約も受けてはならな	(存在せず)	
い。 [内閣政策企画局の設置とその権限] 第 65-2 条 内閣政策企画局は、内閣の企画する全ての政策の立案・立法事務を行なう。内閣 政策企画局の組織は法律でこれを定める。	(存在せず)	
2 内閣総理大臣は、内閣政策企画局の設置及び解散の権限を有する。 3 内閣政策企画局の成員は、内閣総理大臣又はその他の国務大臣が任命し、国民委員会が承認する。 4 内閣政策企画局の成員は、議会及び委員会		
における法案の採決を除き、国会議員と同等の権利を有する。 5 内閣総理大臣又はその他の国務大臣は、任意に内閣政策企画局の成員を罷免することができる。 6 内閣政策企画局は、法律の定める基準に従		
ひ、官吏に関する事務を掌理する [内閣の組織と責任]	[内閣の組織と責任]	

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、 その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大 臣と、内閣政策企画局でこれを組織する。

- 2 内閣総理大臣その他の国務大臣、<mark>及び内閣</mark> 政策企画局員は、文民でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対 し連帯して責任を負ふ。

[内閣総理大臣の指名]

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から 国会の過半数の議決で、これを指名する。この 指名は、他のすべての案件に先だつて、これを 行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決を した場合に、法律の定めるところにより、両議 院の協議会を開いても意見が一致しないとき、 又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中 の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の 議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議 決とする。

[国務大臣の任免]

第 68 条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

[不信任決議と総辞職]

第 69 条 国民は、国民委員会に内閣不信任を 申請することができる。内閣不信任の申請要件 については法律で定める。

- 2 国民委員会は、内閣不信任を受理してから 30 日以内に、その可否を判断しなければなら ない。
- 3 国民委員会が、内閣不信任を可とした場合 には、30 日以内に国民審査を行なわなければ ならない
- 4 内閣不信任に関する国民審査は、過半数で成立するものとする。
- 5 第 4 項で、内閣不信任が成立した場合に は、内閣は総辞職しなければならない。

現行憲法

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、 その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大 臣でこれを組織する。

- 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対 し連帯して責任を負ふ。

[内閣総理大臣の指名]

第 67 条 内閣総理大臣は、国会議員の中から 国会の議決で、これを指名する。この指名は、 他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決を した場合に、法律の定めるところにより、両議 院の協議会を開いても意見が一致しないとき、 又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中 の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の 議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議 決とする。

[国務大臣の任免]

第 68 条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

「不信任決議と解散又は総辞職」

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、 十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職 をしなければならない。

[内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞 職]

第 70 条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

「総辞職後の職務続行」

第 71 条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

[内閣総理大臣の職務権限]

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

「内閣の職務権限」

第 73 条 内閣は、他の一般行政事務の外、左 の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時 宜によつては事後に、国会の承認を経る ことを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、<mark>内閣企画局員</mark>に 関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び 復権を決定すること。

現行憲法

[内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞職]

第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

「総辞職後の職務続行」

第 71 条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

[内閣総理大臣の職務権限]

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

「内閣の職務権限」

第 73 条 内閣は、他の一般行政事務の外、左 の事務を行ふ。

- ー 法律を誠実に執行し、国務を総理するこ と。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時 宜によつては事後に、国会の承認を経る ことを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する 事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び 復権を決定すること。

[法律及び政令への署名と連署]

[法律及び政令への署名と連署]

第74条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

[国務大臣訴追の制約]

第75条 国務大臣は、その在任中、内閣総理 大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、 これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

[司法の使命と裁判官の良心]

第 75-1 条 司法は、立法・行政が機能しなくなった時に、国民を救う最後の砦となり、法によってそれを実現することを使命とする。

- 2 全ての裁判官は、第1項で定められた、司法 の使命を果すことを良心としなければならない。
- 3 国民は、第 2 項を有しないと判断される裁判官の訴追を、国民委員会に申請できる。申請 要件は法律で定める。
- 4 国民委員会は、第 3 項で申請された裁判官 の訴追の可否を判断し、可であれば国会に当該 裁判官の弾劾を要求することができる。

[裁判所の組織]

第 75-2 条 司法権は、裁判官に委ねられる。 司法権は、憲法裁判所、第 79 条で定める最高 裁判所及びその下級裁判所によって行使される。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

[憲法裁判所の権限]

現行憲法

第74条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

[国務大臣訴追の制約]

第75条 国務大臣は、その在任中、内閣総理 大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、 これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

(存在せず)

(存在せず)

て裁判する。

日本国憲法改正案	現行憲法
第 75-3 条 憲法裁判所は、左記の事項につい	(存在せず)

- 国、又は本憲法及び国の規則によって、固有の権利を認められた、その他の関係機関の権利、及び義務の範囲に関する争訟を契機とする本憲法の解釈。
- 二 法律、もしくは地方自治体の条例が、この 憲法に形式的および実質的に適合するか どうか、又は、地方自治体の条例が、そ の他の法律と適合するかどうかについて の意見の相違、又は疑義で、国、地方自 治体又は、衆議院又は参議院の三分の一 の提起によるもの。
 - ア 法律が、第 94 条に適合しているか 否かについての意見の相違で、衆議 院又は参議院、地方自治体又は地方 議会の提起によるもの。
- 三 国および地方自治体の権利義務、特に、地方自治体による法律の執行、及び国の監督の遂行の場合の権利義務に関する意見の相違。
- 四 他に出訴手段が存在しないときの、国と 地方自治体との間、地方自治体と地方自 治体との間、又は一つの地方自治体内部 におけるその他の法律上の争訟。
 - ア 何人も、公権力によって第 11 条、 第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、 第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、 第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条に含まれる、自己の権利を侵 害されたとの主張によって、提起す ることができる憲法訴願。
 - イ 法律による、第 95 条の自治権侵害 を理由とする、地方自治体及び地方 自治体連合の憲法訴願。
- 五 本憲法に規定するその他の場合。
- 2 憲法裁判所は、その他、法律によって権限 44 を与えられた場合に活動する。

日本国憲法改正案	見 現行憲法
	初口流れ

[憲法裁判所の構成]

第75-4条 憲法裁判所は、国民から任意に選ばれた、法律の定める員数の陪審員、裁判官及びその他の構成員で組織する。

- 2 憲法裁判所の構成員は、国民委員会で任命され、四年おきに国民投票で国民の審査に付す。
- 3 憲法裁判所の構成員は、衆参両議院、日本 国政府、又はこれらに相当する地方自治体の機 関に所属してはならない。

[裁判官の独立]

第 76 条 すべて裁判官は、第 75-1 条の第 2 項で定める良心に従ひ、独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

2 裁判官は、国民委員会による採決を経て、 国民の審査によらなければ、その意に反して、 任期満了前に罷免し、長期もしくは一時的に停 職し、又は転任もしくは退職させることができ ない。

[最高裁判所の規則制定権]

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁 護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関 する事項について、規則を定める権限を有する。

- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を 定める権限を、下級裁判所に委任することがで きる。

[裁判官の身分の保障]

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

[最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査]

(存在せず)

[司法権の機関と裁判官の職務上の独立]

第 76 条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

- 2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立して その職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束 される。

[最高裁判所の規則制定権]

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁 護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関 する事項について、規則を定める権限を有する。

- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を 定める権限を、下級裁判所に委任することがで きる。

[裁判官の身分の保障]

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

[最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査]

第 79 条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、すべての裁判官は、国民委員会でこれを任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後直 ちに国民投票で国民の審査に付し、その後四年 おきに同様の審査に付すこととする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判 官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷 免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢 に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これ を減額することができない。

[下級裁判所の裁判官]

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、国民委員会でこれを任命する。その裁判官は、任期を四年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

[最高裁判所の法令審査権]

第81条 最高裁判所は、第75-3条の憲法争 <mark>訟に関する裁判を除き、一切の法律、命令、規 則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定 する権限を有する終審裁判所である。</mark>

「対審及び判決の公開」

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序 又は善良の風俗を害する虞があると決した場合 には、対審は、公開しないでこれを行ふことが できる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又 はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題 となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開し なければならない。

現行憲法

第 79 条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これ を減額することができない。

[下級裁判所の裁判官]

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

「最高裁判所の法令審査権」

第 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、 規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決 定する権限を有する終審裁判所である。

「対審及び判決の公開」

第 82 条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で これを行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序 又は善良の風俗を害する虞があると決した場合 には、対審は、公開しないでこれを行ふことが できる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又 はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題 となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開し なければならない。

日本国憲法改正案

現行憲法

第7章 財政

[財政処理の要件]

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

[課税の要件]

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、国民委員会の審査を必要とする。

2 あらたな租税は、法律でこれを定める。

[国費支出及び債務負担の要件]

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

[予算の作成]

第 86 条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、 国民委員会の審査を経た後、国会に提出して、 その審議を受け議決を経なければならない。

[予備費]

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、 国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任 でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、 事後に国会の承諾を得なければならない。

[皇室財産及び皇室費用]

第 88 条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

「公の財産の用途制限」

第89条 金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第7章 財政

[財政処理の要件]

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

[課税の要件]

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

[国費支出及び債務負担の要件]

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

[予算の作成]

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、 国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

[予備費]

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、 国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任 でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、 事後に国会の承諾を得なければならない。

[皇室財産及び皇室費用]

第 88 条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

「公の財産の用途制限」

第89条 金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

現行憲法

[会計検査]

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、国民委員会の審査を経た後、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。2 会計検査院の組織及び権限は、国民委員会の審査を経た後、法律でこれを定める。

[財政状況の報告]

第 91 条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

[地方自治の本旨の確保]

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

[地方公共団体の機関]

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法 律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体 の住民が、直接これを選挙する。

「地方公共団体の権能」

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、 事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、 法律の範囲内で条例を制定することができる。

[一の地方公共団体のみに適用される特別法] 第 95 条 一の地方公共団体のみに適用される 特別法は、法律の定めるところにより、その地 方公共団体の住民の投票においてその過半数の 同意を得なければ、国会は、これを制定するこ とができない。

[会計検査]

第 90 条 国の収入支出の決算は、すべて毎年 会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度 に、その検査報告とともに、これを国会に提出 しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

[財政状況の報告]

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

[地方自治の本旨の確保]

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

[地方公共団体の機関]

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体 の住民が、直接これを選挙する。

[地方公共団体の権能]

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、 事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、 法律の範囲内で条例を制定することができる。

[一の地方公共団体のみに適用される特別法] 第 95 条 一の地方公共団体のみに適用される 特別法は、法律の定めるところにより、その地 方公共団体の住民の投票においてその過半数の 同意を得なければ、国会は、これを制定するこ とができない。

口术团塞法功正安	旧仁字汁
日本国憲法改正案	現行憲法
第 8-1 章 基本的普遍価値と抵 抗権	
 [基本的普遍価値に対する恒久的な不変性]	
第 95-1 条 平和主義、基本的人権及び基本的	(存在せず)
自由に関する事項は、人類が獲得し得た最高の	
価値であり、これらは永久に変更してはならない。 い。したがって、本条項、第 9 条、第 11 条、	
第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第	
22 条、第 25 条及び第 31 条は、一切の削除	
および改変を行なってはいけない。	
2 第1項で指定した条項の効果を停止、及び低減させうる条文は追加してはいけない。	
1は水で ピノる赤又は垣加 ひてはいけない。	
[抵抗権]	
第 95-2 条 すべての日本人は、第 95-1 条第	(存在せず)
1 項で定められた、基本的普遍価値を除去しようと企てる何人に対しても、他の救済手段が存	
うと正くる何人に対しても、他の教済手段が存 在しないときは、抵抗権を有する。	
第9章 改正	第9章 改正
[憲法改正の発議、国民投票及び公布]	[憲法改正の発議、国民投票及び公布]

第 96 条 この憲法の改正は、国民の要請があったときにのみ発議される。要請の要件は法律で定める。

- 2 国民の要請は、国民委員会の憲法改正審査 会で審議され、当該委員会の全会一致で了承さ れた後、憲法裁判所で審議され、可と判決され た後はじめて発議される。
- 3 前項により発議された改正案は、直ちに国 民に提案してその承認を経なければならない。 この承認には、特別の国民投票において、その 過半数の賛成を必要とする。
- 4 憲法改正について前項の承認を経たときは、この憲法と一体を成すものとして、直ちに公布 される。
- 5 憲法改正の対象は、第 95-1 条で規定した条 文を除く。

第 10 章 最高法規

[基本的人権の由来特質]

第97条 の憲法が日本国民に保障する基本的 人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の 成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試 錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すこ とのできない永久の権利として信託されたもの である。

[憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守] 第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、 その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に 関するその他の行為の全部又は一部は、その効 力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際 法規は、これを誠実に遵守することを必要とす る。

[憲法尊重擁護の義務]

現行憲法

第 96 条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、 天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すも のとして、直ちにこれを公布する。

第 10 章 最高法規

[基本的人権の由来特質]

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

[憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守] 第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、 その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に 関するその他の行為の全部又は一部は、その効 力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際 法規は、これを誠実に遵守することを必要とす る。

[憲法尊重擁護の義務]

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

- 2 過去において、憲法違反とされた法律の策 定・成立に加担した議員は、直ちにその資格を 消失する。
- 3 前項に該当する議員の所属する全ての政治団体は、恒久的にその活動を停止する。

第 11 章 補則

[施行期日と施行前の準備行為]

第 100 条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日[昭二二・五・三]から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

[参議院成立前の国会]

第 101 条 この憲法施行の際、参議院がまだ 成立してゐないときは、その成立するまでの間、 衆議院は、国会としての権限を行ふ。

「参議院議員の任期の経過的特例」

第 102 条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

[公務員の地位に関する経過規定]

第 103 条 この憲法施行の際現に在職する国 務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の 公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法 で認められてゐる者は、法律で特別の定をした 場合を除いては、この憲法施行のため、当然に はその地位を失ふことはない。但し、この憲法 によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、 当然その地位を失ふ。

現行憲法

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第 11 章 補則

「施行期日と施行前の準備行為」

第 100 条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日[昭二二・五・三]から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

[参議院成立前の国会]

第 101 条 この憲法施行の際、参議院がまだ 成立してゐないときは、その成立するまでの間、 衆議院は、国会としての権限を行ふ。

「参議院議員の任期の経過的特例」

第 102 条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

[公務員の地位に関する経過規定]

第 103 条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

4 憲法改正案(全文)

- 目次 第1章 天皇(第1条-第8条)
 - 第2章 戦争の放棄(第9条)
 - 第3章 国民の権利及び義務(第10条-第40条)
 - 第 3-1 章 国民委員会 (第 40-1 条)
 - 第4章 国会(第41条-第64条)
 - 第5章 内閣(第65条-第75条)
 - 第6章 司法(第75-1条-第82条)
 - 第7章 財政(第83条-第91条)
 - 第8章 地方自治(第92条-第95条)
 - 第8-1章 基本的普遍価値と抵抗権(第95-1条-第95-2条)
 - 第9章 改正(第96条)
 - 第 10 章 最高法規 (第 97 条 第 99 条)
 - 第11章 補則(第100条-第103条)

日本国憲法

日本国民は、われら及び正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

[天皇の地位と主権在民]

第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存 する日本国民の総意に基く。

[皇位の世襲]

第 2 条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

[内閣の助言と承認及び責任]

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

[天皇の権能]

第 4 条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

[摂政]

第 5 条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に 関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

[天皇の国事行為]

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 栄典を授与すること。
- 外国の大使及び公使を接受すること。
- 三 儀式を行ふこと。

[財産授受の制限]

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

[戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認]

第 9 条 日本国民は、国家主義と決別し、抑止力による力の秩序ではなく、対話と敬愛の実行で、国際社会の平和と安定に積極的に貢献することを決意する。

- 2 日本国民はまた、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。
- 3 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

[国民たる要件]

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

[基本的人権]

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

[自由、公共及び公共の福祉]

第 11-1 条 自由とは、自己および他者が自らの幸福を追求する意思であり、自己に対する謙虚さ、及び他者に対する敬意を伴なうものでなければならない。

- 2 公共とは、国民の自由と基本的人権を守るために支援する意思のことを指す。
- 3 公共の自己犠牲と献身は、最高の社会的美徳とされなければならない。
- 4 公共の福祉とは、第3項で規定される社会的美徳の実践を指す。

[自由及び権利の保持義務と公共福祉性]

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命及び自由に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界]

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを 有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

[公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障]

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し 公的にも私的にも責任を問はれない。

[請願権]

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

[公務員の不法行為による損害の賠償]

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

[奴隷的拘束及び苦役の禁止]

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、 その意に反する苦役に服させられない。

[思想及び良心の自由]

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

[信教の自由]

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権 を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

[集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護]

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

[居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由]

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

[学問の自由]

第23条 学問の自由は、これを保障する。

[家族関係における個人の尊厳と両性の平等]

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項 に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務]

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第 26 条 べて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止]

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

[勤労者の団結権及び団体行動権]

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障 する。

[財産権]

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

[納税の義務]

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

[生命及び自由の保障と科刑の制約]

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又は その他の刑罰を科せられない。

[裁判を受ける権利]

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

[逮捕の制約]

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、 且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

[抑留及び拘禁の制約]

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

[侵入、捜索及び押収の制約]

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

[拷問及び残虐な刑罰の禁止]

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

[刑事被告人の権利]

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己の ために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

[自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界]

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰 を科せられない。

[遡及処罰、二重処罰等の禁止]

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

[刑事補償]

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 3-1 章 国民委員会

[国民委員会の設置と国民参加の義務]

- 第 40-1 条 国民委員会は、主として、法律の策定及び瑕疵等の判断の根拠となる事実を、調査・研究するための諮問機関であが、内閣の策定した予算の施行の可否、並びに全ての裁判官の指名・訴追・任命も行なう。
- 2 国民委員会は、全ての権力から独立した機関であり、内閣、国会及び国民から要請があれば、当該事項に関する専門の国民委員会を設置しなければならない。
- 3 全ての国民は、要請があれば、上記第 2 項で設置される国民委員会の委員として、参加する義務を負う。
- 4 国民委員会は、国民の中から任意に選ばれた委員で構成される。なお、必要ならば、当該 事項に関する専門的知識を有する者を、講師として招致することができる。
- 5 国民委員会は、当該事項別に、独立に設置され、独自の委員で構成される。
- 6 国は、国民委員会の任務遂行に関する全ての原資を補償し、又国民委員会の委員の身分は、社会的に保証されなければならない。
- 7 内閣は、法律の策定にあたって、その内容を諮問する組織は唯一国民委員会のみであって、 この他の専門委員会を設置してはならない。

第4章 国会

[国会の地位]

第 41 条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

[二院制]

第 42 条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

「両議院の組織」

第 43 条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

[議員及び選挙人の資格]

- 第 44 条 国会議員は、国民の厳粛な信託を受けたものと自覚し、憲法を厳格に遵守し、その 精神を誠実に希求しなければならない。
- 2 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、 社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

[衆議院議員の任期]

第 45 条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、第 55 条により議員の資格を消失した場合には、その期間満了前に終了する。

[参議院議員の任期]

第 46 条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

[議員の選挙]

- 第 47 条 選挙は、厳格に有権者の数を反映させるものとし、選挙区及び投票の方法は、厳密にこれに従うものとする。
- 2 投票率が、50 %を下回る場合、又は議会運営上著しく支障を来すおそれのある場合には、憲法裁判所は再選挙を行なう指示をすることができる。
- 3 両議院の議員の選挙に関する事項は、国民委員会の選挙制度専門委員会でこれを定める。

0

[両議院議員相互兼職の禁止]

第 48 条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

[議員の自由及び責任]

第 48-1 条 議員は個人として自由であり、演説、討論又は表決について、いかなる政党、団体からの制約も受けてはならない。

2 議員は、第 44 条第 1 項を遵守し、第 11-1 条第 4 項で規定される公共の福祉を立法化 する責務を負う。

[議員の歳費]

第49条 両議院の議員は、第44条第1項の職務遂行に必要な、最低限度の歳費を国庫から受けることができる。なお歳費については法律で定める。

[議員の不逮捕特権]

第 50 条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

[議員の発言表決の無答責]

第 51 条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

[常会]

第 52 条 国会は特別な事情の無い限り、毎年 4 月 1 日に招集され国民の休日および祝祭日を除き、翌年の 3 月 31 日まで常時開かれる。

[総選挙]

第 54 条 衆議院は 4 年毎に解散され、常会の開始日から四十日 以前に、衆議院議員の総選挙を行ひ、常会の開始日に、国会を召集しなければならない。

- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

[資格争訟]

第 55 条 国民は、国民委員会に、第 44 条第 1 項に反している議員に対して、資格審査請求を行なうことができる。資格審査請求の要件は、法律でこれを定める。

2 第 1 項で、違反していると判明した議員については、憲法裁判所は、その議員の資格に関する争訟を裁判する。

[議事の定足数と過半数議決]

第 56 条 全ての議事は、有権者数に相当する議席数を基準とする多数決で運営する。

- 2 過半数とは、(総議員数/投票率)/2 のことであり、三分の二とは、(総議員数/投票率) \times 2/3 のことである
- 3 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、<mark>過半数で</mark>これを決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。

[会議の公開と会議録]

第 57 条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したと きは、秘密会を開くことができる。

- 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- 3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

[役員の選任及び議院の自律権]

第58条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩 序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、<mark>国民委員会の裁断</mark>を 必要とする。

[法律の成立]

第 59 条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で<mark>三分の二以上で</mark>再び可決したときは、法律となる。

[衆議院の予算先議権及び予算の議決]

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、 両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受 け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国 会の議決とする。

[条約締結の承認]

第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

[議院の国政調査権]

第 62 条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

[国務大臣の出席]

第 63 条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

[弾劾裁判所]

第 64 条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾 裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 内閣

[行政権の帰属]

第65条 行政権は、内閣に属する。

[内閣の使命と独立性]

第 65-1 条 内閣は、日本国民のための政策を、策定・施行することを使命としなければならない。

- 2 内閣は、唯一国会との議論を経て政策を決定するのであって、その他は、国会および裁判 所とは、完全に独立した関係でなければならない。
- 3 内閣は、その行政権の行使については、いかなる政党、団体からの制約も受けてはならない。

[内閣政策企画局の設置とその権限]

第 65-2 条 内閣政策企画局は、内閣の企画する全ての政策の立案・立法事務を行なう。内閣 政策企画局の組織は法律でこれを定める。

- 2 内閣総理大臣は、内閣政策企画局の設置及び解散の権限を有する。
- 3 内閣政策企画局の成員は、内閣総理大臣又はその他の国務大臣が任命し、国民委員会が承認する。
- 4 内閣政策企画局の成員は、議会及び委員会における法案の採決を除き、国会議員と同等の 権利を有する。
- 5 内閣総理大臣又はその他の国務大臣は、任意に内閣政策企画局の成員を罷免することができる。
- 6 内閣政策企画局は、法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理する

[内閣の組織と責任]

第 66 条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務 大臣と、内閣政策企画局でこれを組織する。

- 2 内閣総理大臣その他の国務大臣、及び内閣政策企画局員は、文民でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

[内閣総理大臣の指名]

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の過半数の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

[国務大臣の任免]

第 68 条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

「不信任決議と総辞職」

第 69 条 国民は、国民委員会に内閣不信任を申請することができる。内閣不信任の申請要件 については法律で定める。

- 2 国民委員会は、内閣不信任を受理してから 30 日以内に、その可否を判断しなければならない。
- 3 国民委員会が、内閣不信任を可とした場合には、30 日以内に国民審査を行なわなければならない。
- 4 内閣不信任に関する国民審査は、過半数で成立するものとする。
- 5 第4項で、内閣不信任が成立した場合には、内閣は総辞職しなければならない。

[内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞職]

第 70 条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

[総辞職後の職務続行]

第 71 条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその 職務を行ふ。

[内閣総理大臣の職務権限]

第 72 条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

[内閣の職務権限]

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを 必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、内閣企画局員に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

[法律及び政令への署名と連署]

第 74 条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

[国務大臣訴追の制約]

第75条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

[司法の使命と裁判官の良心]

第 75-1 条 司法は、立法・行政が機能しなくなった時に、国民を救う最後の砦となり、法によってそれを実現することを使命とする。

- 2 全ての裁判官は、第 1 項で定められた、司法の使命を果すことを良心としなければならない。
- 3 国民は、第 2 項を有しないと判断される裁判官の訴追を、国民委員会に申請できる。申請 要件は法律で定める。
- 4 国民委員会は、第3項で申請された裁判官の訴追の可否を判断し、可であれば国会に当該裁判官の弾劾を要求することができる。

[裁判所の組織]

第 75-2 条 司法権は、裁判官に委ねられる。司法権は、憲法裁判所、第 79 条で定める最高 裁判所及びその下級裁判所によって行使される。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

[憲法裁判所の権限]

第75-3条 憲法裁判所は、左記の事項について裁判する。

- 一 国、又は本憲法及び国の規則によって、固有の権利を認められた、その他の関係機関の 権利、及び義務の範囲に関する争訟を契機とする本憲法の解釈。
- 二 法律、もしくは地方自治体の条例が、この憲法に形式的および実質的に適合するかどうか、又は、地方自治体の条例が、その他の法律と適合するかどうかについての意見の相違、又は疑義で、国、地方自治体又は、衆議院又は参議院の三分の一の提起によるもの。
 - ア 法律が、第94条に適合しているか否かについての意見の相違で、衆議院又は参議院、地方自治体又は地方議会の提起によるもの。
- 三 国および地方自治体の権利義務、特に、地方自治体による法律の執行、及び国の監督の 遂行の場合の権利義務に関する意見の相違。
- 四 他に出訴手段が存在しないときの、国と地方自治体との間、地方自治体と地方自治体との間、又は一つの地方自治体内部におけるその他の法律上の争訟。
 - ア 何人も、公権力によって第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 38 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条に含まれる、自己の権利を侵害されたとの主張によって、提起することができる憲法訴願。
 - イ 法律による、第 95 条の自治権侵害を理由とする、地方自治体及び地方自治体連合 の憲法訴願。
- 五 本憲法に規定するその他の場合。
- 2 憲法裁判所は、その他、法律によって権限を与えられた場合に活動する。

[憲法裁判所の構成]

第 75-4 条 憲法裁判所は、国民から任意に選ばれた、法律の定める員数の陪審員、裁判官及びその他の構成員で組織する。

- 2 憲法裁判所の構成員は、国民委員会で任命され、四年おきに国民投票で国民の審査に付す。
- 3 憲法裁判所の構成員は、衆参両議院、日本国政府、又はこれらに相当する地方自治体の機 関に所属してはならない。

[裁判官の独立]

第 76 条 すべて裁判官は、第 75-1 条の第 2 項で定める良心に従ひ、独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

2 裁判官は、国民委員会による採決を経て、国民の審査によらなければ、その意に反して、 任期満了前に罷免し、長期もしくは一時的に停職し、又は転任もしくは退職させることができ ない。

[最高裁判所の規則制定権]

第 77 条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に 関する事項について、規則を定める権限を有する。

- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することがで きる。

[裁判官の身分の保障]

第 78 条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

[最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査]

第 79 条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを 構成し、すべての裁判官は、国民委員会でこれを任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後直ちに国民投票で国民の審査に付し、その後四年おきに同様の審査に付すこととする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷 免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

[下級裁判所の裁判官]

第 80 条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、<mark>国民委員会</mark>でこれを任命する。その裁判官は、任期を<mark>四年</mark>とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

[最高裁判所の法令審査権]

第 81 条 最高裁判所は、<mark>第 75-3 条の憲法争訟に関する裁判を除き、</mark>一切の法律、命令、規 則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

[対審及び判決の公開]

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

[財政処理の要件]

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

[課税の要件]

第 84 条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、<mark>国民委員会の審査</mark>を必要と する。

2 あらたな租税は、法律でこれを定める。

[国費支出及び債務負担の要件]

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

[予算の作成]

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、<mark>国民委員会の審査を経た後、</mark>国会に提出して、 その審議を受け議決を経なければならない。

[予備費]

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

[皇室財産及び皇室費用]

第 88 条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決 を経なければならない。

[公の財産の用途制限]

第 89 条 金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

[会計検査]

第 90 条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、<mark>国民委員会の審査を経た後、</mark>内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、国民委員会の審査を経た後、法律でこれを定める。

[財政状況の報告]

第 91 条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について 報告しなければならない。

第8章 地方自治

[地方自治の本旨の確保]

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

[地方公共団体の機関]

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

[地方公共団体の権能]

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

[一の地方公共団体のみに適用される特別法]

第 95 条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第 8-1 章 基本的普遍価値と抵抗権

[基本的普遍価値に対する恒久的な不変性]

第 95-1 条 平和主義、基本的人権及び基本的自由に関する事項は、人類が獲得し得た最高の価値であり、これらは永久に変更してはならない。したがって、本条項、第 9 条、第 11 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条及び第 31 条は、一切の削除および改変を行なってはいけない。

2 第 1 項で指定した条項の効果を停止、及び低減させうる条文は追加してはいけない。 [抵抗権]

第 95-2 条 すべての日本人は、第 95-1 条第 1 項で定められた、基本的普遍価値を除去しようと企てる何人に対しても、他の救済手段が存在しないときは、抵抗権を有する。

第9章 改正

[憲法改正の発議、国民投票及び公布]

第 96 条 この憲法の改正は、国民の要請があったときにのみ発議される。要請の要件は法律で定める。

- 2 国民の要請は、国民委員会の憲法改正審査会で審議され、当該委員会の全会一致で了承された後、憲法裁判所で審議され、可と判決された後はじめて発議される。
- 3 前項により発議された改正案は、直ちに国民に提案してその承認を経なければならない。 この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- 4 憲法改正について前項の承認を経たときは、この憲法と一体を成すものとして、直ちに公布される。
- 5 憲法改正の対象は、第 95-1 条で規定した条文を除く。

第 10 章 最高法規

[基本的人権の由来特質]

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

[憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守]

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務 に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

[憲法尊重擁護の義務]

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重 し擁護する義務を負ふ。

- 2 過去において、憲法違反とされた法律の策定・成立に加担した議員は、直ちにその資格を 消失する。
- 3 前項に該当する議員の所属する全ての政治団体は、恒久的にその活動を停止する。

第 11 章 補則

[施行期日と施行前の準備行為]

第 100 条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日〔昭二二・五・三〕から、 これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並び にこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことがで きる。

[参議院成立前の国会]

第 101 条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、 衆議院は、国会としての権限を行ふ。

[参議院議員の任期の経過的特例]

第 102 条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

[公務員の地位に関する経過規定]

第 103 条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。